

# 令和8年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導講習会（個別編）

就労移行支援、就労継続支援A型・B型

施設外支援と施設外就労について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

# 施設外支援と施設外就労について

## 施設外支援・施設外就労とは

- 施設外支援

企業での実習や求職活動、在宅就労など、利用者の事業所外での活動を支援します。

- 施設外就労

業務請負契約を結んだ企業などに、職員と利用者が同行し、請負作業を通じて支援します。

⇒ 報酬を算定するためには、それぞれの要件を満たさなければなりません。

# 施設外支援と施設外就労について

	サービス提供場所	職員の配置	サービス提供可能な回数	サービス提供可能な人数	関連する加算
施設外支援	事業所外	不要 ※就労移行支援事業所が右記の加算を算定する場合は必要	利用者1人あたり原則年180日以内	利用定員内の人数	移行準備支援体制加算（就労移行支援）
施設外就労	業務請負先の企業内	必要 ※当日の施設外就労を行う利用者に対して、報酬算定上必要とされる人数	定めなし	利用定員とは別に、利用定員と同じ人数まで可能	なし

# 施設外支援と施設外就労について

## 施設外支援の主な算定条件

- 施設外支援の内容が運営規程に定められてること
- 施設外支援の内容が個別支援計画に定められてること（1か月ごとの見直しが必要）
- 当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること
- 対象者や活動先の事業所等から活動の状況を聴取することにより日報を作成すること
- 緊急時の対応ができること

# 施設外支援と施設外就労について

## 施設外就労の主な算定条件

- 施設外就労の内容が運営規程に定められてること
- 施設外就労を含めた個別支援計画が作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること
- 施設外就労を行う利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること
- 実施する作業内容について、発注元の事業所と業務請負契約を結ぶこと
- 緊急時の対応ができること

# 施設外支援と施設外就労について

## まとめ

- いずれも事業所以外での支援を行うものですが、算定条件や必要な職員数等に違いがあります。
  - 「利用者のニーズに合っているか」「適切な支援ができる体制か」が重要です。
- ※厚労省発出「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」をご確認ください。